

令和3年度 長崎県新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業実施要領

(事業の目的)

- 新型コロナウイルス感染症の症状が全くない患者が感染しているケースが確認されており、院内クラスターへ発展する可能性がある。
- 新型コロナウイルス感染症の院内感染を未然に防止することを目的として、患者等が入院する前に実施するPCR検査等への補助を行う。

(事業内容)

- 補助の対象となる検査
入院する前に実施する検査（ただし、医師が患者の診療に必要と判断して実施する保険適用となる検査を除く。）
※検査法は、PCR検査、LAMP法検査、抗原定量検査又は抗原定性検査とする。

○ 補助額

医療機関	補助額
自院で検査可能な場合	PCR 又は LAMP 法検査：1 回あたりの単価 7,000 円 抗原定量検査、抗原定性検査：実費相当額
自院で検査できない場合	1 回あたり 18,500 円を上限に、実費相当額

※予算の範囲内となりますので、全額補助されるとは限りません。

- 補助の対象者
病院

- 補助の対象期間
令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

(手続きの流れ)

- ① 事業計画書の提出（提出期限：令和3年5月7日（金）必着）※期限厳守
- ② 内示額提示（5月下旬）
- ③ 検査件数報告（毎月5日までに、前月分の検査件数をメールで報告。ただし、4月分にあたっては、5月分と一緒に6月5日までに報告）
- ④ 交付申請書の提出（別途通知：7月上旬予定）
- ⑤ 交付決定の通知の送付（7月下旬予定）
- ⑥ 変更交付申請書の提出（別途通知）
- ⑦ 変更交付決定通知の送付
- ⑧ 実績報告書の提出（提出期限：令和4年1月31日（月）必着）※期限厳守
- ⑨ 補助金額確定通知書の送付（令和4年2月中旬予定）

- ⑩ 補助金請求書の提出
- ⑪ 補助金の交付（令和４年３月上旬予定）

○ 提出書類

【事業計画】

- ① 別紙２（事業計画書）
- ② 任意様式：積算内訳

【交付申請】

- ① 様式第１号（長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金交付申請書）
- ② 別紙１（経費所要額調）
- ③ 別紙２（事業計画書）
- ④ 様式第６号（誓約書）
- ⑤ 収支予算書抄本
- ⑥ その他参考となる書類（対象となる入院患者の数の実績または見込みが分かる書類、検査を外部に委託する場合は検査費用（単価）が分かる書類、自院で抗原定量検査を実施する場合は試薬代が分かる書類等）

【変更交付申請】

- ① 様式第１－２号（長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金変更交付申請書）
- ② 別紙１（経費所要額調）（変更交付申請用）
- ③ 別紙２（事業計画書）
- ④ 収支予算書抄本
- ⑤ その他参考となる書類（対象となる入院患者の数の実績または見込みが分かる書類、検査を外部に委託する場合は検査費用（単価）が分かる書類、自院で抗原定量検査を実施する場合は試薬代が分かる書類等）

【実績報告】

- ① 様式第３号（長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実績報告書）
- ② 別紙１－２（経費所要額精算書）
- ③ 事業実績報告書
- ④ 収支決算書抄本
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 検査実績証明書（自院で検査実施した場合）
- ⑦ その他参考となる書類（検査を委託した場合は領収書等の検査費用額が確認できる書類等）

【補助金請求】

① 請求書

- 検査件数を把握するため、月に1度、検査実績を調査します。(毎月5日までに、前月分の検査件数をメールで報告してください。)

- 担当窓口

書類の提出及び問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県医療政策課 感染症・がん対策班

電話：095-895-2466 FAX:095-895-2573

長崎県新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業に関するQ & A

Q 1 自院では、LAMP法の機器を保有していますが、必ず自院で保有している機器で検査をする必要があるのでしょうか。

(答) 原則として、自院で保有する機器で検査をお願いします。ただし、保険適用で実施する検査（発熱外来患者等の検査）が多く、本事業の対象者を検査できない場合は、他の機関へ検査を依頼することができます。

Q 2 事業計画書で見込んだ検査数を大幅に超えてしまいました。申請額よりも、多く補助をいただけるのでしょうか。

(答) 原則として、事業計画書の範囲内で交付決定します。

Q 3 他の機関へ検査を依頼した場合、搬送料を含むのでしょうか。

(答) 搬送料を含みます。ただし、自ら搬送した場合の旅費等は対象となりません。

Q 4 対象となる入院者数の見込みはどのように算出すればよいのでしょうか。

(答) 昨年の新規入院者数実績に保険適用外の割合を積算して算出してください。

例) 保険適用外となる割合を5割とした場合

(昨年の新規入院者数実績) × 0.5 = (対象となる入院者数の見込み)

※保険適用外の割合については、これまでの新規入院患者における新型コロナウイルス感染症を疑うに足りる症状を有する患者等の割合に加え、今後の感染状況等を勘案して算出してください。

※実績報告の際、大幅な減額とならないように積算してください。

Q 5 検査の結果がでるまで、入院させてはいけないということでしょうか。

(答) 検査の結果がでるまで、入院させてはいけないということではありません。検査のために、本来の治療が遅れるということにならないよう、感染防護対策を施したうえで、ご対応をお願いします。

Q 6 入院前に必ず検査を実施しなければいけないのでしょうか。

(答) 本事業は、院内感染防止のために、医療機関が任意で実施する入院前の検査費用を補助するものであり、必ず検査を実施しなければいけないというものではありません。

Q 7 「医師が患者の診療に必要と判断して実施する保険適用となる検査」とは、どのような検査でしょうか。

(答) 患者に対して行う手術等の内容や周囲の感染状況を踏まえ、医師が患者の診療のために必要と判断して行った場合、症状の有無にかかわらず保険適用となります。なお、保険請求に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、医師が個々の患者について検査が必要と判断した医学的根拠を記載いただくこととなっています。(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、令和 2 年 7 月 15 日事務連絡抜粋)

Q 8 検査の結果、陽性の判定がでました。どのように対応すれば、よいのでしょうか。

(答) 速やかに、最寄りの保健所へ連絡をお願いします。

Q 9 入院患者が、一旦、外泊する場合は、検査の対象となるのでしょうか。

(答) 検査の対象とはなりません。ただし、退院後、再度入院する場合は、検査の対象となります。

Q 10 急病者が、検査を受ける間もなく入院した場合など、入院後であっても検査の対象となるのでしょうか。

(答) 検査の対象となります。

Q 11 抗原定性検査による検査後に、確認のため、PCR、LAMP 又は抗原定量検査を実施した場合は、補助の対象となるのでしょうか。

(答) 原則、補助の対象とはなりません。ただし、患者が救急で搬送されてきた場合など、速やかな検査を必要とした場合は、1回に限り、PCR、LAMP 又は抗原定量検査による確認検査も補助の対象とします。

Q12 抗原定性検査の使用については、どのような場面で使用することが可能でしょうか。

(答) 感染拡大地域において、幅広く検査を実施する際にスクリーニング検査として使用することが可能のほか、救急搬送時など、速やかな検査を必要とした場合も、使用することも可能です。感染が拡大していない状況においては、抗原定性検査以外の検査を優先して検査するようにしてください。

Q13 離島の病院から本土地区へ、急患の患者を搬送する場合、患者への検査は、補助の対象でしょうか。

(答) 補助の対象です。なお、この場合、検査の種類は問いません。

Q14 付き添い人に対する検査については、補助の対象でしょうか。

(答) 次の場合に限り、補助の対象とします。

- ①小児医療において、病院側がご家族に対し、付き添いを願う場合
- ②離島の病院から本土地区の病院へ、急患の患者を搬送する場合であって、その搬送に付き添う場合